

◆ 地域型保育事業 Q&A ◆

Q 地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業）ってなんですか？

A 0～2歳児クラスの子どもの保育を実施するため、市が認可している定員6人以上19人以下の保育施設で、都市部の待機児童対策、人口減少地域の保育基盤維持など、地域の実情に応じた、多様な活用が出来るよう平成27年度からの制度改正により新設されました。

保育園と比較して少人数で保育を行うため、子ども一人ひとりの性格や家庭環境などに合わせた保育サービスが提供しやすいことが特徴となっています。

Q 入園の手続きはどうなるのですか？

A 申し込みは、保育園と同様に市で行う必要があります。（事業所内保育事業の従業員枠を除く。）

Q 保育料は？

A 地域型保育施設の保育料は、保育園と同じ基準で市が定めた保育料を施設へ直接支払うこととなります。※平成27年度から制度改正により市の保育料の算定の方法が変更になり、市民税の課税状況から算出されています。

Q 保育園と保育サービスの違いはありますか？

A 定員規模等による設備や運営等の違いはありますが、地域型保育施設も保育園と同様に保育所保育指針に基づき保育を行っているため、保育サービスの考え方についての違いはありません。また、設備や運営等についても法令や条例により規定されており、認可保育施設として必要な基準を満たしています。

Q 保育園と保育の質の違いはありますか？

A 市の認可施設となるため、保育園と同様の保育の質が確保出来るよう、法令や条例等に基づき指導・監督を行っています。

保育従事者は、実施する事業形態によって、全員保育士、半数以上保育士など様々ですが、保育従事者には保育に必要な研修を受けさせるよう施設に義務付けられています。

また、保育園と同様に「重要事項」を保護者に説明する責任があり、入所の際に施設の保育方針や行事、保護者の実費負担等の詳細な説明を行うことになっています。入所後の相談や意見をあげる場所として、相談窓口・運営委員会などの設置が義務付けられている等、様々な仕組みによって保育の質の向上のための取組みがされています。

Q 地域型保育施設は、なぜ2歳児クラスまでしか入れないのですか？

A 3歳児クラス以降は、子どもの人数の多い集団生活の中で育つことが発達段階として重要であることから、地域型保育事業は原則2歳児クラスまでとなります。（事業所内保育事業の従業員枠を除く。）

3歳児クラス以降は「幼稚園」「保育所」「認定こども園」へ新規入所手続きが必要になります。また、地域型保育施設の中には、卒園後の受け皿などを定めている施設（連携施設）もあります。

Q 認可外保育施設とは違うの？

A 地域型保育施設は、一定の基準を満たして、市の認可・委託を受けた施設になります。そのため、保育園と同様に市へ入所申込み・調整を受けてから施設へ入所となり、保育料も市の基準により定められています。

認可外保育施設は、市の認可を受けていないため市へ入所申込は必要ありません。また、保育料も施設で定めた金額で運営しています。

Q 給食はどうなるの？

A 地域型保育施設では、自園での調理が原則になります。外部搬入については基準を満たす連携施設や給食施設等で認めている場合があります。

Q 延長保育はありますか？

A 地域型保育施設の開所時間は8時間となっていますが、本市では延長保育事業の実施により全ての施設で10時間以上開所しています。また、延長保育については、各施設で料金や時間が変わりますので、ご自身にあった施設の選択が必要になります。

Q 小規模保育施設のA型とB型の違いはなんですか？

A 保育に従事する保育士の割合になります。A型は、ほぼ保育士（一人まで保健師・看護師・准看護師）になり、B型は半数以上が保育士となります。保育士以外については、研修を受講した人が従事することになります。

Q 事業所内保育施設の従業員枠と地域枠の違いはありますか？

A 保育サービスについての違いはなく、全てのお子さんが同様に受けられます。従業員の方（従業員枠）の利用については事業所の福利厚生のお考え方も含まれるので施設に確認してください。



<参考 1>

よい保育施設の選び方 十か条

一 まずは情報収集を

- 保育課や各保育所で情報の収集や相談をしましょう。

二 事前に見学を

- 決める前に必ず施設を見学しましょう。

三 見た目だけで決めないで

- キャッチフレーズ、建物の外観など見た目だけで決めるのはやめましょう。

四 部屋の中まで入って見て

- 見学的时候は必ず子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう。

五 子どもたちの様子を見て

- 子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう。

六 保育する人の様子を見て

- 保育する人の数が十分か、聞いてみましょう。
- 保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう。

七 施設の様子を見て

- 子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう。
- 遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう。
- 日当たりや風とおしがよいか、また、清潔か、見てみましょう。
- 災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう。

八 保育の方針を聞いて

- 園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう。
- どんな給食が出されているか、聞いてみましょう。
- 連絡帳などでの家庭との連絡や参観の機会などがあるか聞いてみましょう。

九 預けはじめてからもチェックを

- 預けはじめてからも、保育の仕方や子どもの様子を見てみましょう。

十 不満や疑問は率直に

- 不満や疑問があったら、すぐ相談してみましょう。
1. 個々の園の特色や状況はだいぶ違いますし、皆さんの事情も一人一人、様々でしょうから、どの園がよいかは、皆さんが目で見えて納得することが大切です。
 2. また、子どもの発達の違いや問題行動があるような場合には、子どものための専門機関の児童相談所に相談しましょう。
 3. 27年度から認可保育施設では、重要事項の説明が義務付けられていますので、その内容に沿っているかなど確認も大切です。
 4. この十か条について、もっと詳しくお知りになりたい場合には、[厚生労働省ホームページ](#)で、詳細版を掲載していますので、ご利用ください。



<参考 2>

施設が利用者の保護者に説明すべき「重要な事項」等

施設の運営主体	事業の目的及び運営方針
施設の概要	当施設における施設・設備等の概要
職員の配置状況	職員の研修計画
開所日・開所時間及び休所日	保育を提供する時間
連携施設（連携内容）	保育計画（歳児ごと）
年間の行事計画	1日（通常）の保育の流れ
昼食等	アレルギーの対応（寝具・食物・動物・屋外）
衛生管理（水質検査・検便等）	感染症対策
健康診断等	嘱託医
緊急時の対応（保護者協議）	非常災害時の対応（避難先・連絡方法等）
防犯対策	虐待への対応
利用料金（保育料他）	個人情報への対応
要望・苦情等に対する相談・窓口	利用者に対しての保険の種類・内容・金額
利用の開始・終了	入所時に必要な書類等
入所時に保護者の方が用意するもの	施設と保護者の連絡について
保護者会	施設の留意事項

※以上のほかに説明を受けたいものがある場合は、必ず回答を受けから同意してください。

